

# 地産地消古民家レストランの指定管理者募集要項

平成31年1月7日  
小 値 賀 町

## 1. 目的

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、地産地消古民家レストランの管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 指定管理者の指定

地産地消古民家レストランの指定管理者については、条例第4条の規定に基づき、地産地消古民家レストランの管理運営を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「団体」という。）を選定し、町議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

## 3. 施設の名称等

別紙「指定管理者 業務仕様書」のとおり

## 4. 応募資格

- (1) 団体であること。（法人格は、必ずしも必要ない。）
- (2) 団体又はその代表が次に掲げるものに該当しないこと。
  - ア. 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ. 破産者で復権を得ない者
  - ウ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - オ. 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - カ. 国税及び地方税を滞納している者

## 5. 応募方法

指定管理者指定申請書に必要書類を添えて小値賀町産業振興課に直接持参すること。

- (1) 受付期間  
平成31年1月7日（月）から平成31年1月30日（水）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日曜日及び祝日は除く。
- (2) 受付場所  
小値賀町産業振興課

## 6. 提出書類

- (1) 申込書（第1号様式）
- (2) 申込資格を有していることを証する書類
  - ア. 法人の場合  
登記簿謄本、団体の定款、寄付行為又はこれに相当する書類及び納税証明書又は納税義務のない旨を記載した申立書（第2号様式）
  - イ. 法人以外の団体  
団体の規約、代表者の身分証明書及び納税証明書又は納税義務のない旨を記載した申立書（第2号様式）

- (3) 管理業務の計画書
- (4) 管理に関する収支計画書
- (5) 応募団体の経営状況を説明する書類
  - ア. 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
  - イ. 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
  - ウ. 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに学塾村の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (6) 応募団体の活動内容を記載した書類
  - ア. 事業報告書（作成している場合のみ）
  - イ. 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類

## 7. 管理運営の基本的な考え方

この施設は、農山漁村の活性化と過疎地域の振興を図ることを目的とする施設であり、民間事業者の創意工夫により、効率的で効果的な運営が期待できる施設である。

なお、施設の運営にあたっては、地産地消古民家レストランの設置及び管理に関する条例及び地産地消古民家レストランの設置及び管理に関する条例施行規則等を遵守すること。

- (1) 施設の設置趣旨に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 特定の団体及びグループ等に対して、有利又は不利になるような取扱いをせず、公平・公正な利用に努めること。
- (3) 利用者の意見、要望等を可能な限り反映させ、利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (4) 適正かつ効率的な運営に努めること。
- (5) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

## 8. 指定管理者が行う業務

法令の定めるところにより、町長のみの権限に属する事務を除き、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) レストランの運営に関する業務
  - (2) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認めるもの
- なお、詳細な業務内容については、別紙、仕様書に記載のとおりとする。

## 9. 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。ただし、この期間は、議会の議決を経て決定することになる。

## 10. 選定の方法及び基準

### (1) 選定方法

町長は、小値賀町公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を聴いて、書類審査等により選定する。ただし、応募された団体の中から、必ず選定されるとは限らない。

### (2) 選定基準

- ア. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ. 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- エ. 収支計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- オ. 地域における住民の声が反映される管理が行われること。

## 11. 協定の締結

指定管理者として指定を受けた団体は、次の事項について、町長と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が別に定める事項

## 12. 経費等

指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法については、基本協定書及び年度協定書で定めるものとする。

## 13. その他

- (1) 申請者からの聞き取り調査について  
必要に応じて、申請者から提出書類の内容について聞き取り調査を行うこととする。なお、詳細は後日連絡することとする。
- (2) 選定結果等の公表について  
申請書類及び選定結果については、公表する場合がある。
- (3) 参考資料
  - ア. 地方自治法
  - イ. 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
  - ウ. 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
  - エ. 地産地消古民家レストランの設置及び管理に関する条例
  - オ. 地産地消古民家レストランの設置及び管理に関する条例施行規則

## 14. 申請書類の提出及び問い合わせ先

小値賀町役場 産業振興課

住所 〒857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地

電話 0959-56-3111